

建築物における衛生的環境の確保に関する法律 施行令及び施行規則が改正されました

令和4年4月1日施行

【主な改正内容】

1. 建築物環境衛生管理基準(空気環境)

居室における一酸化炭素の含有率、温度の基準が見直されます。

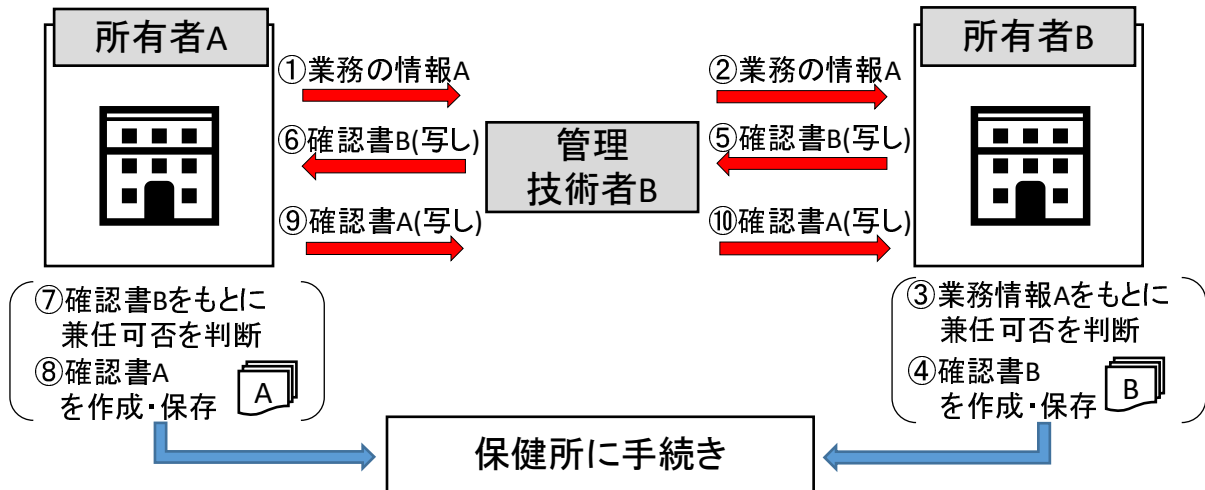
	現 行		令和4年4月1日～
一酸化炭素含有率	10 ppm	→	6 ppm
温 度	17℃以上～28℃以下	→	18℃以上～28℃以下

2. 建築物環境衛生管理技術者の兼任

特定建築物の**所有者等**は、建築物環境衛生管理技術者(以下、「管理技術者」)が2つ以上の特定建築物の管理技術者を兼ねる場合には、業務の遂行に支障がないことを確認する必要があります。また、「**確認の結果**」を**書面にて作成(確認書)**、**保存**することが義務づけられます。

【確認の手順(一例)】

(特定建築物Bの管理技術者Bが、新たに特定建築物Aの管理技術者を兼ねようとする場合)



- 確認書の内容については、厚生労働省の様式例(別紙2)を参考にしてください。
- 保健所への特定建築物使用届、変更届の際には確認書の提出は不要ですが、立入検査等で求められた場合は提示等が必要です。
- 令和4年4月1日以前に、既に業務の遂行に支障がないことを確認し、兼任している場合は、その内容を改めて確認書として作成する必要はありません。

詳細は厚生労働省 建築物衛生ホームページの通知、Q&Aを確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000132645.html>